## 自動車運送事業に係る交通事故対策検討会報告書(平成28年度)

## [第2分冊]

貸切バス事業における運転者教育対策の方向性

平成28年10月

国土交通省自動車局 自動車運送事業に係る交通事故対策検討会

# < 目 次 >

1. はじめに	1
2. 指導・監督の指針の改正の考え方	2
(1) 実車訓練の義務付けに係る検討事項	2
(2) ドライブレコーダーの活用に係る検討事項	3
(3) その他の検討事項	4
3. 指導・監督の指針の改正の方向性	4

#### 1. はじめに

国土交通省では平成21年に「事業用自動車総合安全プラン2009」(以下、「プラン2009」という。)を策定し、平成30年までの10年間で事業用自動車の交通事故死亡者数や人身事故件数を半減する等の目標を定めた。プラン2009において、各事業者において運転者に対する実効性のある指導・監督を行えるようマニュアルを策定することが提言されたことから、平成24年3月にマニュアルを策定し、当該マニュアルの浸透を図ることによって、事業者に対して実効性のある指導・監督の実施を促してきたところである。

平成28年1月15日に乗客乗員15名の死者を出した、軽井沢スキーバス事故が発生した。当該貸切バス事業者への監査などにおいて、杜撰な運行管理体制が明るみに出るとともに、当該バスの運転者は、新たに雇い入れられたばかりで、かつ、大型バスの乗務経験が乏しかったことが判明した。これを受けて、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を起ち上げ、再発防止策について徹底的に検討し、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(以下、「総合的な対策」という。)をとりまとめたところである。総合的な対策には、新たに雇い入れられた運転者(以下、「初任運転者」という。)に対して実技運転の実施を義務付ける等の各種講ずべき対策を盛り込んでいる。

また、平成27年度の「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」(以下、「事故対策検討会」という。)において、平成28年度に重点的に検討を行う特定テーマとして、「貸切バス事業の運転者に対して行う運転者教育の強化」が了承されたことから、事故対策検討会の下に「貸切バス運転者に対して行う指導及び監督の改正検討ワーキンググループ」(以下、「WG」という。)を設置し、初任運転者等に対する実技運転や、ドライブレコーダーにより記録された映像を用いた指導・監督の具体的内容について検討を行ったところである。

検討委員会及び WG での議論を踏まえ、貸切バス事業における運転者教育対策の基本的方向性を以下のとおり取りまとめ、同方向性に沿って「旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年12月3日国土交通省告示第1676号)(以下、「指導・監督の指針」という。)の改正を行うこととする。今後は、同改正を受けて、関係者と連携しつつ、ドライブレコーダーを活用した指導・監督のマニュアルを作成する等、指導・監督環境整備に取り組むことで、運転者教育の強化を図ることとする。

#### 2. 指導・監督の指針の改正の考え方

#### (1) 実車訓練の義務付けに係る検討事項

#### i. 初任運転者に対する安全運転のための実技訓練の内容及び時間

現在、指導・監督の指針において、貸切バス事業者に対し、特別な指導として、事業用自動車の初任運転者に対して「事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項」、「事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法」等の4項目を座学により6時間以上指導することとされており、「安全運転の実技」に関しては「可能な限り実施することが望ましい」と規定されている。貸切バス事業者に対し、当該実技訓練の実施時間に関して平成28年2月~4月にアンケートを行ったところ、半数以上の事業者において実施時間が10時間未満にとどまっていた。

一方、平成28年4月に行われた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の 運転者に対して行う指導及び監督の指針」の改正により、貨物自動車運送事業 者には、初任運転者に対して実車を用いた20時間以上の実技訓練が義務付け られている。

現在、半数以上の貸切バス事業者において、貨物自動車運送事業者と比して 実技訓練を実施していないとのアンケート結果があり、一方で、多くの旅客の 安全を預かる貸切バス事業においては、十分な訓練を受けた者が運転を行うこ とが事故防止のためには不可欠であることから、今般、検討委員会からの指摘 を踏まえ、初任運転者に対し「安全運転の実技」を義務付ける。

実技訓練においては、貸切バスのブレーキ、ステアリング等の装置については、年式等の違いにより操作感が異なるとの意見を踏まえ、実際に業務で運転する自動車を用いて行うことが重要である。1また、貸切バスは、様々な経路・時間帯を走行することから、実技訓練は、実際に運行する可能性の高い経路を踏まえて、市街地、坂道、隘路、高速道路等において日中及び夜間で実施することが重要である。これらの内容の実施を確保するため、20時間以上の実技訓練を義務付ける。

加えて、緊急時への備えとして、咄嗟の際に、十分な早さ、強さでブレーキペダルを踏み込むことができるよう、適切な運転姿勢や急ブレーキの踏み込み方法を習得する必要がある。したがって、静止した実車を用いて、正しい運転姿勢での踏み込みの練習を行うことを義務付ける。なお、実際の運転中に急ブレーキの訓練を行うことは、実施環境の観点から困難であることを踏まえ、当該訓練については求めない。

2

<sup>1</sup> 実際に業務で運転する自動車を用いて一度以上実技訓練を行うことを原則とする。一方で、 事業者内の配車を過度に制約しないよう、実技訓練全てを当該自動車で行うことは求めな い。

### ii. 直近1年間に実技訓練及び乗務経験のない車種区分の貸切バスを運転する 運転者に対する安全運転のための実技訓練の内容及び時間

現在の指導・監督の指針においては、初任運転者として訓練を受けた後は、 重大事故を引き起こす等をしない限りにおいて、改めて実技訓練等の特別な指導を受けることを義務づけられていない。しかしながら、長期間運転していない車種区分2の貸切バスに特段の指導を受けずに乗務する場合、必ずしも安全性が確保されない可能性がある。したがって、直近1年間に実技訓練を受けておらず、乗務経験もない車種区分の貸切バスを運転することとなる運転者に対しては、初任運転者と同様の実技訓練を実施することを義務付ける。3

#### iii. 事故惹起運転者に対する安全運転のための実技訓練の内容及び時間

現在、指導・監督の指針において、貸切バスの事故惹起運転者に対して、「交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策」等の必要と考えられる5項目を座学により6時間以上指導することとされており、「安全運転の実技」に関しては「可能な限り実施することが望ましい」と規定されているところである。

重大事故を引き起こした運転者や事故を繰り返す運転者に対しては、改めて 安全運転の技能を訓練することにより、安全運転の技能を向上させることが事 故防止に不可欠である。このため、事故惹起運転者に対しても、初任運転者と 同様、20時間以上の実技訓練を義務付ける。

#### (2) ドライブレコーダーの活用に係る検討事項

ドライブレコーダーに記録された映像を活用することで、運行管理者が各運転者の車間距離の維持状況等の普段の運転状況を適切に把握可能となり、運転者に対して自身の運転特性を把握・是正させることも容易となる。さらに、事業者内部でのヒヤリ・ハットや優れた運転の事例の共有も容易となる。これらは、貸切バスの安全の確保には必要と考えられる一方、現在の貸切バスへのドライブレコーダー普及率は約2割にとどまっている。これらを踏まえ、今般、貸切バス事業者に対し、ドライブレコーダーの設置とドライブレコーダーに記録された映像を活用した指導・監督を義務付けることとする。

大型車:車両の長さ9メートル以上又は乗車定員50人以上

中型車:大型車、小型車以外のもの

小型車:車両の長さ7メートル以下で、かつ乗車定員29人以下

<sup>2</sup> 車種区分は、以下のとおりとする。

<sup>3</sup> 大型車を運転していた者が中型車を運転する場合など、それまで運転していた車種よりも 小型の車種を運転する場合には、この限りではない。

#### (3) その他の検討事項

今般の事故において、杜撰な運行管理が明るみに出たことを踏まえ、運行指示書に従った運行を行うこと等、運行管理に関連して運転者が遵守すべき事項に関する指導を行うことを指導・監督の指針において明示し、その遵守を徹底させる。

さらに、旅客の安全を確保するには、乗客にシートベルトの着用を徹底することが重要であることから、当該事項についても指導・監督の指針において明示し、運転者が乗客へのシートベルト着用の注意喚起等を徹底することを促す。加えて、今後、事業用自動車には、安全性の向上を図るための様々な先進的な装置が搭載されることが考えられることから、当該装置について正しく理解し、当該装置の機能を過信することなく適切な運転ができるよう運転者に対して指導を行うことを義務付ける。

その他、急ブレーキの踏み込みに係る技能の維持・習熟のため、当該訓練を 反復・継続的に行うことを義務づける。

#### 3. 指導・監督の指針の改正の方向性

貸切バス事業においては、十分な運転技量を有する者のみが運転を行うことを確保することが極めて重要である。これを実現するため、まず、初任運転者については、事業者が20時間以上の実技訓練を含めた特別な指導を受けさせることにより、貸切バスの運転に習熟させる。さらに、一般的な指導及び監督において、不安全な運転が見られるようになった運転者に対しては、ドライブレコーダーに記録された自身の運転の映像等を確認させ、当該運転の是正を図らせることにより、安全な運転を維持させる。加えて、事故惹起運転者及び直近1年間乗務していない車種区分の貸切バスを運転する運転者に対しては、初任運転者と同様の、20時間の実技訓練を含めた指導を受けさせることにより、運転技能を確保する。

これらに加え、指導・監督の内容として、安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法等の事項を明示することで、それらを含めた運転者への指導・監督を徹底させる。

以上を踏まえ、指導・監督の指針を以下の方向性に沿って改正することとする。4

#### i. 実車訓練の義務付けに係る検討事項

「特定の運転者に対する特別な指導の指針」において、初任運転者、事故惹起運転者及び直近1年間に実技訓練を受けておらず、乗務経験もない車種区分

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 本節に記載する今般の改正内容は、高齢運転者に対する「特定の運転者に対する特別な 指導の方針」には適用しない。

の貸切バスを運転させる運転者について、以下に基づき最低20時間の実技訓練を義務付けるよう改正を行うこととする。

- ① 実際に運転する自動車で実施
- ② 実際に運行する可能性の高い経路を踏まえ、市街地、坂道、隘路、高速道路等において実施
- ③ 日中だけでなく、夜間の運転についても実施
- ④ ドライブレコーダーの映像で運転者に自身の運転内容を確認させつつ実施
- ⑤ 事故惹起運転者に対しては、事故時のドライブレコーダーの記録を確認させた上で実施

#### ii. ドライブレコーダーの活用に係る検討事項

「一般的な指導及び監督の指針」について、ドライブレコーダーを活用し、 以下の内容を指導・監督するよう改正を行うこととする。

- ① 適切な車間距離を保った運行
- ② 法令遵守の確保
- ③ 急ハンドル・急ブレーキの危険性の再認識
- ④ 安全運転状況の把握及び評価
- ⑤ 個々の運転者の不安全な運転特性の是正
- ⑥ 運行経路において実際に生じたヒヤリ・ハット体験の共有 5、危険予知
- (7) 危険回避及び緊急時対応の事例の共有5

#### iii. その他の検討事項

「一般的な指導及び監督の指針」及び「特定の運転者に対する特別な指導の 指針」について、以下の内容を指導・監督するよう改正を行うこととする。

- ① 適切な運行管理及び運行指示書に従った運行の重要性
- ② シートベルトの着用の徹底
- ③ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法6
- ④ 緊急時における確実な急ブレーキの操作方法の習得・維持

<sup>5</sup> 指導及び監督の際に、危険な事例のみならず模範的な運転等の好事例を共有することも望ましい。「特定の運転者に対する特別な指導の指針」においても、これらの内容については指導する。

<sup>6</sup> 事故惹起運転者は除く。